

実は、その折に請求人の方には、実は監査請求はかつて一回だけ出たことがあるんですけれども、それが該当者つまり請求人本人の意思で、発意に基づきましてそれを取り下げているわけなものですから、請求の形でいって出ているのは初めてのケースだということでも、もちろん住民の請求した方の方も初めてですし、受けた方も初めてで大変だったと思います。すけれども、そのところについてちょっと、報道その他で受理と却下のところにつきましても、はっきりわからないということもありました。それから、一般事務の範囲で請求の实体と経過についてぜひ伺っておきたいというふうに思っています。

(市長 田村匡雄君立壇)

最初に、横田基地についてでございますが、横田基地の二、三の二、六月期の離着陸、それと住民監査については、部長並びに局長より

三、六月期の雜着陸、それと住民監査については、部長並びに局長と

基地対策課の設置についてでございます

私は、選挙公約の中でより一層の効率的な行政運営を図るため、現状の行政組織の見直しをすると市民の皆様にお約束をしております。すでに、内部に組織検討委員会を設置し、検討を進めているところでございますが、御質問の基地担当課の設置については、現時点におきましては現在の組織機能により対処しており、特段の支障はありませんが、今後の市全般にわたる行政推進を図るため、基地対応を含めた検討を図れますので、その結果を踏まえ、諸状勢と当市との将来展望を念頭に置き、その時点において検討してまいりたいと考えております。

次に、都立保育園の市移管についてでございます。

市移管についての私の考えは、再三にわたり答弁を申し上げたとおり、現在も変わっておりません。三月の定例会にお話したように、三月二十七日付文書をもって協議に応ずる旨を回答しておりますが、まだ都よりの話し合いは全く行われておりません。

次に、松道整備についてでございますが、一、二点とも合わせて御答弁申し上げます。

本件に関しては、その規則改正を昨年の十二月定例会に、全員協議会におきまして御説明を申し上げ、御理解をいただいているところでございます。そして、本年度からそれに基づき実施をしております。

御指摘のことは、これまでの議会を通じていろいろ御意見をちょうだいいたしましたことを踏まえ、極力市民の要望にこたえるべく検討をいたさせ、規則を整備したわけでございますが、借家人などいわゆる利害関係者全員の承諾につきましては、一般的に、問題など考えられませんが、要は、市民から見ると、その手続もできるだけ簡便な方が喜ばれるのではなからうかと認識しております。しかし、多くの市民の中には、いろいろな考えの人が、あるいは場所によっては、特別な事情のある所も考えられますので、申請の段階でよく指導をして、場合によっては関係者の同意を求めていくようにいたして、問題の起こらぬように心がけてまいりたいと思っております。よろしく願います。

○市民部長（井上久男君）

それでは横田基地関係の三月から六月期の離着陸数について御答弁申し上げます。ただ、六月期と御指名があります。五月期にさせていただきますかと思っております。

それでは三月、飛行総数が、本年度千七百五十四回で、昨年が千七百七十六回。対比が二十二回減になっております。それから、一日の平均飛行回数でございますが、本年度が五十六、六回、昨年が五十七、三回で、〇・七回の減でございます。それから、昼間の午前七時から十九時までの飛行回数でございますが、本年が千四百四十五回、昨年が千二百六十一回で、百八十四回の増でございます。それから、同じく一日平均でございますが、本年が四十六、六回、昨年が四十七回で、五、九回の増となっております。それから、次の夕刻の十九時から二十二時までの飛行回数ですが、本年が百八十回、前年が三百四十九回で、百六十九回減になっております。その一日平均が本年五、八回、前年が十一、三回で、五、五回の減でございます。次に、夜間につきましては、二十二時から翌朝の七時まで、これが本年が百二十九回で、昨年が百六十八回、増減で三十七回の減となっております。

その一日平均が、本年が四・二回、昨年が五・三回で、一・一回の減でございます。最高に飛んだ日の機数でございますが、三月の十三日百四十二回で、前年が三月に百二十六回で、十六回の増でございます。それから、騒音の最高に高かった日、これが三月の三十一日で、一一・一ホーン、前年が一・六ホーンで五ホーンばかりの減でございます。

次に、四月でございますが、飛行回数が本年が五百二十四回、前年が千七百二十五回で、二百一十回の減。一日平均の飛行回数が本年五十八回、前年が五十七・五回で、六・七回の減。昼間の飛行回数ですが、本年が千四百十五回、前年が千三百六十一回で、百十六回の減。一日平均が四十一・五回、対しまして、前年四十五・四、三・九回の減でございます。夕刻の飛行回数が本年百八十回、前年が二百二十五回で、四十五回の減でございます。それから、その一日平均が、本年六回、それから前年が七・五回、一・五回の減でございます。それから、夜間につきましては、本年九十九回で、前年百三十九回で、四十回の減でございます。それから、夜間の一日平均が、本年三・三回、前年四・六回、一・三回の減でございます。それから、最高に飛

んだ日の数でございますが、四月の十日の百二十六回、前年が四月の五日の百六十七回で、四十一回の減となっております。騒音の最高に高かった日は、本年が四月の十三日の一一・四ホーン、それから、前年がやはり同じ四月十三日で一・二ホーンで、八ホーンばかりの減になっております。

それから、次に五月でございますが、飛行総数が、本年が千七百七十四回、前年が千四百八十一回で、二百九十三回の減になっております。一日の平均飛行回数が五十六・三回に對しまして、前年四十七・八回で、八・五回の増でございます。昼間の飛行回数につきましては、本年が四百三十五回、前年が千二十二回、四百十三回の増でございます。一日平均が四十六・三回で、前年三十三・三回で、十三回の増。夕刻におきましては、二百三十八回に對しまして、前年三百六十九回で、百三十一回の減。同じくその一日平均ですが、本年七・七回で、前年が十一・九回の四・二回の減。夜間につきましては、本年が七十一回、前年が九十回、比較二十一回の減でございます。その一日平均が本年二・二回で、前年二・九回、〇・六回の減となっております。それから、最高に飛んだ日の数ですが、

本年が五月の三日で百二十四回、前年が五月の十七日で百三回、二十一回の増でございます。それから、騒音の最高に高かった日が、五月の一日の一二〇ホーン、前年が五月二十八日の一一三ホーン、それで七ホーンの増でございます。

以上で飛行回数につきましては答弁を終わります。

○監査委員事務局長事務取扱参事(森田 武君) それでは自席から先ほどの監査請求の実態と経過につきましてお答え申し上げます。

この監査請求は、新聞ですでに御存じのとおり、五月の二十二日に福生市監査事務局の方に持ってこられまして、直ちに、その書類は市の庶務課の文書係の方へ受け付け、それで、その後監査請求の内容につきまして審査すると、事務的な内容は、これから詳しくやると。それで、監査請求が受け付けられて、それから却下するまでの大体の順序を一応申し上げたいと思います。

まず、監査請求の内容でございしますが、まず、熊川の一二三番地、そのふちにございします四メートル幅の建築線というふうなことでございします。

で、申請人は十八名と。それで、その請求の内容は、次のような大體概略でございますが、まず、こういうふうな内容でございします。

施行開始数日前、突如、工事請負業者から工事の通知があったが、市の従事者からも何の説明がなかった。これが一つ。

それから、いつも利用してきた道路はそのままで、奥まった細い道が強引に整備された。

それから、三番目に、整備された道は極端に向合っている家の片側に寄っています。

四番として、玄関先まで壊して道をつくってしまった。

それから、縁石、これは側溝の縁の水を入れます縁石でございしますが、縁石は一樣に高く、生活上の配慮が欠けている。これは住民が出入りするときに、低くなっているのので苦になるということでございします。

それともう一点、これは請求には直接関係はないんですが、前年一五十八年の春、家主から家屋の賃貸借契約の更新拒絶の通知があり、数名は連名で、承服できない旨の内容証明で通知したが、いまだに返答がない。

いわゆるこのような不安定な精神状態といえますが、不安定な中でこの工事を行ったことは、住民福祉を願って施行したものではない。結局、市民の意向を無視した今回行政は、地価の上昇を考えた一個人の利益を優先させたものであるから、今回の公金の支出は不当にあたる。これが請求内容でございます。

それで、住民監査請求は、御承知のとおり、当該地方公共団体の長などの職員について、違法若しくは不当な財務、会計上の行為があると認めるときこれを証する書面を添えて監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するというふうなことが住民監査請求の目的になっていきます。

それで、まず監査請求の処理方法でございますが、監査請求をまず受理するかどうか。受け付けは五月二十二日ですが、監査請求の内容が適法であるかどうか、これを審査するわけです。それが要件審査というふうな言葉を使っています。それで、要件審査の中には、形式審査と内容審査の二つがございます。形式審査の方は、福生の

市民であるかないか。それから、請求の要旨が一十文字以内に納まっているかどうか。それから、事実を証する書面が添付されているかどうか。それから、行為があつてから一年以内になっているのか。これらにつきましては、全部適法な形式を整えております。

それから、内容審査に至りまして、これは福生市の事務全般に及ぶというふうなことではなくて、住民の負担に転嫁されるような財務会計上の行為に限定されております。ですから、この審査の要旨としては、だれかどのような行為をしたとか、あるいはその行為かどのような理由でこういうことをやるのか。したがって、どのような措置を請求するのかが、こういうふうな内容になっている。こういうふうなことを盛り込んで書くようになっていきますが、今回、先ほども申し上げましたとおり、財務会計上の行為としては認められないというふうなことであります。その後また二十四日でございますが、監査委員にお集まり願ひまして、その内容をわれわれの方でも今回初めてこれらの書類を受け付けしたわけでありま

すので、当所、あるいは近隣の市にまいりましてその内容を説明したり

あるいは意見を聞いたりいたしまして、五月二十四日それを報告し、監査委員に判断を仰いだわけでございます。その結果、やはり監査請求の対象には当たらないということで却下になったというふうなことでございます。

それで、いきなりそれで申請人に書面を渡すようなこともどうかということで、一応申請人、当時五名でしたが、五名の方に来ていただきまして、却下になった理由、そういうふうなことを説明いたしまして、そのときに書類の取り扱い等につきまして話したんですが、撤回の意思があるかどうかということとを申し上げたんですが、われわれ五人ではどうにもならないということで却下というふうな事になったわけでございます。以上でございます。

○企画財政部長（生子国利君） 先ほどの飛行コースの変更についてのお答えをいたします。

コースの変更につきましては、何ら通知が来ておりません。

○議長（田村市郎君） 十一時十分まで休憩いたします。

午前十時五十四分 休憩

午前十一時十一分 開議

○議長（田村市郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を続行いたします。

○十二番（遠藤洋一君） 二番目の質問の中でのことからさらに続けていき

たいというふうに思います。

いま、一番目の質問で、特に四月からの飛行コースの移動については、そういうようなことはありません、というふうに部長の方から答弁をいただきました。しかし、考えますと、飛行コースについての連絡がないとは言っても、現実には、昨夜も大変に市内の真ん中を通るというようなことが起きていまして、大変に騒音が激しいというふうに感じていいと思うんですけれども、こちらの方からコースを変更したのかというふうなことを基地の司令官等に聞くようなチャンスがあるかどうかということを、ぜひ市長に伺っておきたいと思っております。その折には、そのことを言っていただき、

たいというふうに思っています。それについて市長の考え方を聞きたいと思ひます。

それから、基地対策課のことにつきまして、いまは、要するに簡単に言いますと、現在のところは全く考えられていないというふうに理解をしております。いいわけではないかというふうに思いますが、これらの点について、基地から発生する諸問題などについての聴聞―苦情です、その窓口というのは、現実のところは、いま市民課というふうに考えてよろしいのかどうかということですね。普通の市民相談というふうな形で、同じようなふうにして苦情の窓口というのがあるんだと思うんです。そうしますと、夜中、夜中の飛行機の騒音がうるさいという人が非常に多いわけで、夜間窓口みたいなものが全然ないわけです。それで、次の日まで待ちなさいというふうに考えているのか。その日に一応文句があるならばすぐ言うてきなさいというふうな形で、そうであれば、じゃどこに言うのかということも知りたいというわけで、こういうふうな質問をさらにしたいというふうに思ひます。

それから、行政水準が高くなって、対応の検討もあるんだとこの時点で考えていますけれども、わりとそれについての展望みたいな、あるいはその大体目安みたいなものがあるのかどうかということとをぜひ知りたい。

それから、保育園の市町移管の問題ですけれども、市長の答弁にありました、全く変わっていないんだということですから、こういう答弁をいただいたんです。ほかの二市二町と歩調を合わせて―二市二町というのは、要するに青梅、福生、それから羽村、瑞穂だということに思ひますけれども、そこを歩調を合わせていくんだという、歩調の合わせ方というのは、どのような検討をなさって、つまり、二市二町の合議みたいなことは、都と市の対応はともかくとして、行っているのかどうかということとをぜひ伺っておきたいんです。

この三月から以降あったか、といいますのは、御承知の方もしらっしゃると思ひますけれども、はっきり言えば、瑞穂の返事と羽村の都に対する返事と、それぞれ微妙に違っているわけです。たとえば、青梅も違っています。青梅はどうかかといひますと、青梅のかすみ保育園の移管について、

の青梅市の返答というのは、保育園事業は、基礎的、地方公共団体としての市の事業である、と当方は見て、理解するものであります。理解してしまっているわけですが、しかしながら、移管に伴う諸問題の検討が必要なので、これらの状況を勘案し、貴職との協議をするべく努力をした、ということになっているのが、これが青梅の返答です。それで、瑞穂も全く同じです。それから、西多摩も要するに羽村も同じなんですけれども、福生だけが議会について非常に尊重した返答をしているわけですが、移管に伴う諸問題については、特に議会側との検討が必要なので、これらの状況を勘案し、貴職との協議をしたい、つまり非常に議会を重視している形になって、私は、議員として大変ありがたいと思っ
ています。二市二町が歩調を合わせていくということになります。ここですでにずれが、こちらの方がむしろかんばっているわけですから、そう考えていいと思っ
ていますが、この意味からいいますと、二市二町でのそれらの合議をどういうふうに考えているか。

ちなみに、昭島は非常にはっきりして、昭島は民営本制

ということが基本なんですけれども、特に、議会においても提出していると。よって都立拝島保育園の移管については受諾できませんので、御了承を賜りますようお願いいたしますと、はんとはぬのけているんです。これがこししの二月の状況なんですけれども、そういうことも勘案しまして、二市二町との合議関係というのはどういうふうになっているかということをお伺いしておきたいと思っております。

それから、三番目の私道整備に関する事なんですけれども、今回、主にこのようになっています。私は、私道整備の問題と監査の問題というのを分けて考えるべきだと思っ
ていて、私道整備に関しては、住民の方からいろいろな形で意見が出てきたことに関しましてのみでお聞きしたいんですけれども、一応私道整備に関しましては、さっき申し上げましたとおり、市民の皆さんのためにということ、特に申請に関しましては、地主さん、権利者、もしくはそのほかの方が申請をして、そのときに整備する私道の土地所有者以外の者が申請する場合、その所有者より所有者以外の方の当該土地権利者の承諾書が必要である。第五条になっている。

わけです。

それで、今回の場合に、中の住民の方というか、そこに事業所を持っておられる方が申請をしたというふうに伺っておりまして、それほど書類そのものには、私は余り問題はない。全くつまりそれについては、市の方に瑕疵はないんだというふうに理解をしているわけですが、それにしましても、一応住民の方といいますか、十九軒あったうち十八軒の方からそのような形で苦情が出てきたというときには、多分それは四番の、その他市長が必要と認めるような書類というところに該当するような形で応諾みたいな形です。ね、それが必要だったのではないかと思っておりますけれども、さっきの市長の答弁で私にもたさう思っているのは、全員が要するに承諾などというのは一般的にないんだと、それとおりだと思えますけれども、全体としては、その工事をしていく十八軒の住民に会ったわけですから皆さんが、やはりと福生にはこういう工事があるのだと納得するような形で説明あるいは市の方のちよとした御努力があれば、この手の問題は、あつと言ふ間に解決するのではないかと思ひまして、今後の措置というよう

なことも含めて伺いたいというふうに私は思っています。

それと、第九条に、次に認める私道については、この規則を適用しないとなつてゐるわけですが、それはいろいろありまして、(1)の私道敷地が係争中のものというのがありまして、この場合には、私道敷地そのものは係争中というほどのものではないわけですから、その周辺にひつかつてしまったんだらうと思ひます。

それから、四番目にちよと伺つておきたいんですが、下水道法第二条第八号に規定する区域内においては、同法第十条に規定する排水設備の設置の完了していないものについては、私道整備をしないんだというふうになつてゐるわけですが、やはり考えようによつては非常に厳しいとも受け取れますし、考えようによつては、かえつて処理区域内なんだから当然だということにもなるわけですが、ここも実際の運用のときには、これを盾にとつてということはいふまでもないかとも思ひますが、その指導はどのようになさつてゐるのかということをお伺ひしておきたいんです。地主さんに協力願うような形になつてゐるのか、あるいはこれを盾にとつて私道整備はできない

んだといったことはまぎかないと思つてすけれども、その辺はどういうふうになつてゐるかということを知りたいということをおもひて、いずれにしましても、私道整備というのはそこに住んでゐる方にとつても喜んでもううことが第一条件で、市の方もそのつもりですか。それでないような形にするといふのは困るわけで、それだけ、実際は行政上の審査はどのようになつてゐるかということをおきたいと思ひます。

それから、これはまた別ですけれども、先ほどの監査事務局局長さんのお話はよくわかつたんですが、まだ私の方でちょっとわからないのは、私の方は監査の内容まで踏み込んで質問してゐるわけではないので、つまり手続問題なんです。そうでなければ一般質問には当たらないというふうに思つてゐるものですから、そこをどこでもう少し伺つておきたいんですが、先ほどの形式審査、内容審査というふうになつてゐまして、ただ、私の方でも余り勉強はしてないんですけれども、不受理とします、受理をしませんと、つまり監査請求に至つていませんというふうな理解でよろしいのかという事です。監査請求の監査には至つていませんと。つまり、前の事務

段階、窓口段階で、これはつまり言い方は悪いですがけれども、門前払いでございましてというふうに理解をしてよろしいのかということがあるわけですよ。

そうしますと、要するに、都の方へもお聞きになつてゐることですけれども、私も自治省等へ問い合わせを行つてゐるんですが、受領した書類、つまり受け取つた書類を返却し得るときの規定とか運用はどうなつてゐるかというのを調べてみたんですが、申請者の真意に基づく応諾がある、つまり、降ろしますと、取り下げますと言つた場合。それから、もう一つは、当該申請書に、とうてい申請書とは言えないほどの明白かつ重大なる形式の不備がある場合。これはたとえば住民監査請求の場合に、さつき局長の方からも発言がありましたとおり、一千字以内でなければならぬ。九や点や括弧を除きます。いわゆる字が一千字以内でなければならぬ。これを超してしまつた。あるいは添付すべき証明をするような各種書類というものが、これがない。あるいはそれかともないものだ、というような形で、形式の不備がある以外は、受領の拒否はしない方がいいのではないかというような判断というのがあるんですけれども、そこについてはどのような